

川口市剣道連盟規約

(名 称)

第1条 この連盟は川口市剣道連盟と称す。

(事務所)

第2条 この連盟は、事務所を会長の処に置く。

(目 的)

第3条 この連盟は、川口市における剣道・居合道（以下「剣道」という）を奨励振興してその 発展を図り、会員ならびに関係者相互の親睦を深めることを目的とする。

(事 業)

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 剣道に関する指導、調査、研究
- (2) 連盟、関係機関団体との連絡調整
- (3) 剣道段位の審査ならびに授与
- (4) 剣道大会の開催
- (5) その他この連盟の目的達成に必要な事項

(会 員)

第5条 この連盟の会員は、団体会員及び個人会員とする。団体会員は、代表者が規約及び会員名簿を添えて団体入会届けを提出し、理事会の承認を得て連盟に団体加入する。

加入した団体は、毎年会員名簿を連盟に提出する。

個人会員は、川口市内に在住もしくは在勤しているもので、川口市内で稽古をしている者及び上記以外で個人会員として入会を届け出た者。

入会金・会費は次のとおりとする。

団体加盟者および個人会員とも

入会金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1,000 円

会費 一般一人あたりの年額・・・・・・・・・・8,000 円

中学生・高校生一人あたりの年額・・・・・・・・・・500 円

少年一人あたり・・・・・・・・・・・・・・・・・・300 円

*但し、会費の納入義務は、79歳までとする。

(会費・入会金)

第6条

会員は、会費・入会金を納入しなければならない。

会費の納入は会員の義務であり、引き続き納入しなければ会員としての権利を失う。

なお、剣道の称号・段位・級位の申請のみの入会は認めない。

(脱会)

第7条 会員であったものが連盟を脱会するときは脱会届けを提出する。

(除 名)

第8条 会員で連盟の名誉を毀損し、連盟の目的、趣旨に反し、または会員としての体面を汚す行為をしたとき、理事会に諮り総会の決議により除名する。

(会員の権利)

第9条 会員は次の権利を有する。

- (1) 所定の手続きを経てこの連盟の施設を利用する。
- (2) この連盟主催の試合・研究会・講習会に出席する。
- (3) 剣道称号・段位・級位の申請。

(役 員)

第10条 この連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 1名を理事長、若干名を副理事長、数名を常任理事及び理事とする。
- (4) 監 事 2名以内

(役員を選出)

第11条

- (1) 会長は理事会において選出する。
- (2) 副会長は会長が人選し、理事会の承認を経て委嘱する。
- (3) 理事は理事会において選出する。理事長・副理事長・常任理事は、会長が理事の中から人選し、理事会の承認を経て委嘱する。

(役員の仕事)

第12条

- (1) 会長は、連盟を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、常任理事会ならびに理事会を組織し、会務に関する原案の計画・立案を審議しその執行にあたる。常任理事会・理事会は会長が招集する。
副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし再任を妨げない。補欠のため選出された役員は前任者の残任期間とする。

(名誉会長・顧問・相談役・参与)

第14条 連盟に名誉会長・顧問・相談役・参与を置くことができる。

名誉会長・顧問・相談役・参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。

(会 議)

第15条 会議は総会・常任理事会及び理事会とする。

総会は、年1回年度替りに開催する。

常任理事会・理事会は必要なときに随時開催する。

(専門委員会)

第16条 連盟に次の専門委員会を置き委員長が主宰する。

- (1) 財務委員会 (委員会は若干名で1名を長とする)
- (2) 強化委員会 (委員会は若干名で1名を長とする)
- (3) 居合道部委員会 (委員会は若干名で1名を長とする)

(委員会の委嘱)

第17条 専門委員会は、若干名で組織し、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(委員の任務)

第18条 委員の任務は次のとおりとし、それぞれ理事長の諮問に応えるとともに企画立案して常任理事に提出する。

- (1) 財務委員会 連盟における健全な財政の企画立案。
- (2) 強化委員会 連盟会員・小学生・中学生・高校生の技術指導強化及び大会への選手派遣。

(専門委員の任期)

第19条 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(規約の変更)

第21条 この規約の変更は、理事会において3分の2以上の同意を得なければならない。

(事務局)

第21条 会務を処理するため事務局を置く。

- (1) 構成は、事務局長1名、事務局次長若干名、事務局員数名とする。
- (2) 事務局長は、会長が常任理事会に諮って委嘱する。
- (3) 事務局長は、会長の命を受けて連盟の事務をつかさどる。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し事務の運営にあたる。
- (5) 事務局員は、連盟の事務を行う。

附 則

この規約は、昭和46年5月11日より実施する。

附 則

(改 正) 昭和49年5月2日より実施する。

附 則

(改 正) 平成 2年5月19日より実施する。

附 則

(改 正) 平成10年4月23日より実施する。

附 則

(改 正) 平成12年4月27日より実施する。

附 則

(改 正) 平成16年4月27日より実施する。

附 則

(改 正) 平成20年4月22日より実施する。

附 則

(改 正) 平成26年4月15日より実施する。

附 則

(改 正) 平成28年3月29日より実施する。